

墨田区行政手続条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 第1章～第3章〔略〕 第4章 <u>行政指導（第30条 - 第35条）</u> 第5章 <u>処分等の求め（第36条）</u> 第6章 <u>届出（第37条）</u> 付則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3）〔略〕 （4）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア〔略〕 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分 ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ〔略〕 （5）～（7）〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる用語の意義は第32条において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、<u>第33条第2項において同号中「条例等」とあるのは「法令又は条例等」と</u>、前項第3号に掲げる用語の意義は第31条第1項において同号中「条例等」とあるのは「法令又は条例等」とする。 （適用除外） 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第5章</u>までの規定は、適用しない。 （1）～（6）〔略〕 （7）相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として条例等の規定に基づい</p>	<p>目次 第1章～第3章〔略〕 第4章 <u>行政指導（第30条 - 第34条）</u> 〔新設〕 第5章 <u>届出（第35条）</u> 付則 〔同左〕 第2条 〔同左〕 （1）～（3）〔略〕 （4）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア〔略〕 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分 ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ〔略〕 （5）～（7）〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる用語の意義は第32条において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、<u>同項第3号に掲げる用語の意義は第31条第1項において同号中「条例等」とあるのは「法令又は条例等」とする。</u> 〔同左〕 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。 （1）～（6）〔略〕 （7）相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として条例等の規定に基づい</p>

てされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

- (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を条例等上直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9)・(10) 〔略〕

（区の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関、区の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

（複数の行政庁が関与する処分）

第11条 行政庁は、申請の処理に当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 〔略〕

（不利益処分をしようとする場合の手續）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手續を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき。 聴聞

ア 〔略〕

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 〔略〕

(2) 〔略〕

2 次の各号のいずれかに該当するときは、

てされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

- (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を条例等上直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9)・(10) 〔略〕

〔同左〕

第4条 国の機関、区の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

〔同左〕

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 〔略〕

〔同左〕

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手續を執らなければならない。

(1) 〔同左〕

ア 〔略〕

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 〔略〕

(2) 〔略〕

2 〔同左〕

前項の規定は、適用しない。

(1) 〔略〕

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと、又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3)・(4) 〔略〕

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして墨田区規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 〔略〕

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)~(4) 〔略〕

2 〔略〕

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、

(1) 〔略〕

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3)・(4) 〔略〕

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして墨田区規則で定める処分をしようとするとき。

〔同左〕

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 〔略〕

〔同左〕

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)~(4) 〔略〕

2 〔略〕

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、

同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2~4 [略]

(参加人)

第17条 第19条第1項の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2・3 [略]

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(次項及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時まで、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2・3 [略]

(聴聞の主宰)

同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

[同左]

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2~4 [略]

[同左]

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2・3 [略]

[同左]

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時まで、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2・3 [略]

[同左]

第19条〔略〕。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 〔略〕
- (2) 前号に掲げる者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に掲げる者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に掲げる者であったことがある者
- (5) 第1号に掲げる者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(6) 〔略〕

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対しその求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条〔略〕

2 〔略〕

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞調書及び報告書)

第24条〔略〕

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合にはその期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

第19条〔略〕

2 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族

(3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(6) 〔略〕

〔同左〕

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

〔同左〕

第22条〔略〕

2 〔略〕

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

〔同左〕

第24条〔略〕

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3・4 〔略〕

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。

2 第22条第2項本文及び第3項の規定は、前項の聴聞の再開に係る通知について準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方法)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)~(3) 〔略〕

第4章 行政指導

第30条~第32条 〔略〕

(行政指導の方式)

第33条 〔略〕

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、区の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対し次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1)・(2) 〔略〕

3・4 〔略〕

〔同左〕

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

〔新設〕

〔同左〕

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)~(3) 〔略〕

第4章 〔同左〕

第30条~第32条 〔略〕

〔同左〕

第33条 〔略〕

〔新設〕

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 〔同左〕

(1)・(2) 〔略〕

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例(地方自治法第252条の17の2第1項の規定又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づく東京都の条例により区が処理することとされた事務について規定する東京都の条例を含む。以下この条及び次条において同じ。)に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした区の機関に対しその旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

〔新設〕

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第5章 処分等の求め

〔新設〕

(処分等の求め)

第36条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれてい

〔新設〕

るものに限る。)がされていないと史料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する区の機関に対しその旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令又は条例等に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となるべき法令又は条例等の条項（行政指導にあつては、根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると史料する理由

(6) その他参考となる事項

3 行政庁又は区の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第6章 届出

(届出)

第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第5章 (同左)

(同左)

第35条 (同左)

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

行政手続法の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章〔略〕</p> <p>第4章 行政指導（第32条 第36条の2）</p> <p>第4章の2 処分等の求め（第36条の3）</p> <p>第5章～第7章〔略〕</p> <p>附則 （適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(11)〔略〕</p> <p>(12) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(13) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(14)～(16)〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>第4章 行政指導</p> <p>第32条～第34条〔略〕 （行政指導の方式）</p> <p>第35条〔略〕</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u></p> <p>(2) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(3) <u>当該権限の行使が前号の要件に適合す</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章〔略〕</p> <p>第4章 行政指導（第32条 第36条）</p> <p>〔新設〕</p> <p>第5章～第7章〔略〕</p> <p>附則 〔同左〕</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(11)〔略〕</p> <p>(12) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛<u>あて人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(13) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(14)～(16)〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>第4章〔同左〕</p> <p>第32条～第34条〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第35条〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

る理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1)・(2) 〔略〕

(行政指導の中止等の求め)

第36条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第36条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠とな

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 〔同左〕

(1)・(2) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

る規定が法律に置かれているものに限る。)
がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

【施行期日】平成27年4月1日